

潮来市若年世帯定住促進助成金事業のご案内

潮来市では、定住人口の増加及び地域の活性化並びに住環境の改善を図ることを目的として、本市において令和5年4月1日以降に住宅を取得し、10年以上定住される若年夫婦または若年者が親である子育て世帯に対して、若年世帯定住促進助成金を交付します。

【助成対象者(申請者)】

<p>【若年夫婦】 本人またはその配偶者が46歳未満の夫婦</p> 	<p>【子育て世帯】 高校生相当以下の子を持つ若年者(46歳未満)の世帯</p> 
--	--

【助成要件】

<p>新築住宅</p> 	<p>建売住宅</p> 	<p>築20年以内の中古住宅</p>  <p>令和5年4月1日以降に取得</p> <p>住宅を取得後に継続して10年以上居住</p>
<p>購入費500万円以上が対象</p>		

※他にも助成要件があります。(裏面の申請確認用フロー図で確認してください)

【助成金額】

基本額	5万円～20万円 宅地及び住宅の取得費用の100分の1に相当する額を助成します。(上限20万円)
加算額	転入者 5万円×世帯員のうち転入者一人あたり加算(上限20万円) 20万円加算(世帯全員が転入者の場合) 転入者とは、本市に1度も住民登録していない方、または以前本市に在住し2年以上転出していた方が、住宅の取得を機に本市へ転入する場合をいいます。
	子育て世帯 5万円×子の人数分加算 高校生相当以下の子が世帯に属する場合。
	三世代世帯 5万円加算 高校生相当以下の子が世帯に属し、かつ親と同居している、または親が同一敷地に住んでいると認められる場合。
	市街化区域内での取得 5万円加算 市街化区域内で住宅を取得した場合。
転入者特典	10万円上限×3年分 住宅を取得してから課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の相当額の1/2を助成します。※基本額(加算額を含む)の交付決定後の申請となります。世帯全員が転入者の場合、または申請者のうちのどちらかが転入者の場合が対象です。

【助成金額計算のモデルケース】

※当助成金は、所得税の課税の対象となります。

○(例1)夫婦、子ども2人、両親で市外から転入し、市街化区域内で新築住宅(購入費2千万円)を購入した場合



$$\text{基本額 } 20 \text{ 万円} + \text{転入者 } 20 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} \times \text{子 } 2 \text{ 人} = 10 \text{ 万円} + \text{三世代世帯 } 5 \text{ 万円} + \text{市街化区域 } 5 \text{ 万円}$$

$$= \text{合計 } 60 \text{ 万円}$$

更に取得した家屋の固定資産税の相当額の1/2(上限10万円)を3年分助成します。

$$1 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 2 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 3 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} = \text{最大 } 30 \text{ 万円}$$

最大 90 万円

※家屋の固定資産税額は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額を基に計算されます。

○(例2)本市に在住している夫婦、子ども2人で新築住宅(購入費2千万円)を購入した場合



$$\text{基本額 } 20 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} \times \text{子 } 2 \text{ 人} = 10 \text{ 万円} = \text{合計 } 30 \text{ 万円}$$

○(例3)本市で新築住宅(購入費2千万円)を購入し、申請者のうちどちらかが市外から転入した場合



$$\text{基本額 } 20 \text{ 万円} + \text{転入者 } 5 \text{ 万円} = \text{合計 } 25 \text{ 万円}$$

更に取得した家屋の固定資産税の相当額の1/2(上限10万円)を3年分助成します。

$$1 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 2 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} + 3 \text{ 年目 } 10 \text{ 万円} = \text{最大 } 30 \text{ 万円}$$

※家屋の固定資産税額は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額を基に計算されます。

【令和7年度申請受付期間】令和7年5月12日(月)～令和7年11月28日(金)まで

※ただし、受付期間中でも予算に達し次第、受付終了となります。

【お問い合わせ先・申込み先】潮来市役所 都市建設課 TEL0299-63-1111(内線347)

◎申請するためには次のすべての要件を満たすことが必要です。

申請に際しては下記フロー図で確認してください。

【潮来市若年世帯定住促進助成金申請確認用フロー図】

問1. 申請者の方の世帯は、住宅(宅地も含む)の取得に係る登記原因日(令和5年4月1日以降に限る。ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付)の時点で次のいずれかに該当していますか。

- 若年世帯・・・本人またはその配偶者が若年者(46歳未満)である夫婦。
- 子育て世帯・・・高校生相当以下の子を持つ若年者(46歳未満)の世帯。
※高校生相当以下の子・・・子の年齢が18歳以下。ただし18歳の誕生日以後の最初の3月31日までに限ります。
※若年夫婦の場合は、夫婦両名で申請が必要になります。
※登記原因日(建売住宅の場合は、表題部における登記の日付)若しくは助成金の申請日において若年世帯、子育て世帯に該当する方は申請できます。

はい いいえ → 申請出来ません。



問2. 取得した住宅(宅地も含む)は購入費500万円以上で、申請者の名義で所有権の保存又は移転の登記を完了しており、登記原因日(ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付)は令和5年4月1日以降になっていますか。

※共有名義の場合は申請者及びその世帯全員の持分が合計で1/2以上であるものに限ります。

はい いいえ → 申請出来ません。



問3. 取得した住宅は次の全ての要件を満たしていますか。

- (1) 玄関・台所・便所及び浴室を備え独立した生活を営むことができる住宅で、居住用部分の延べ床面積が60㎡以上のもの(併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上を居住用に供するもの)
- (2) 申請者の発注による新築住宅または建売住宅及び建築後20年以内の中古住宅の購入
- (3) 建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること
- (4) 以前に潮来市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金、潮来市木造住宅耐震改修補助金及び本件助成金の交付を受けていないこと

はい いいえ → 申請出来ません。



問4. 取得した住宅に住民登録が完了し、今後10年以上継続的に住居しますか。

はい いいえ → 住民登録を行ってください。住民登録完了後→問5へ



問5. 同一世帯に市税等の未納はありませんか。

はい いいえ → 市税等の納入をお願いします。完納後は申請出来ます。



問6. 市内の自治会(区)へ加入していますか。またはこれから加入しますか。

はい いいえ → 自治会(区)へ加入し、加入を証明する書類の用意をお願いします。
※加入方法については各区長さんに問い合わせてください。



申請出来ます。申請書類に必要書類を添付のうえ、潮来市役所都市建設課まで提出してください。

【必要書類】

[チェック欄]

- (1) 潮来市若年世帯定住促進助成金交付申請書
- (2) 世帯全員の住民票(続柄表記のあるもの)
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建築確認済証の写し
- (5) 建築基準法による検査済証の写し
- (6) 開発行為の検査済証の写し
- (7) 居住用面積を確認できる書類の写し(併用住宅の場合)
- (8) 転入者であることを証明する書類(転入者の場合) ※住民票の除票等
- (9) 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- (10) 宅地の売買契約書の写し(宅地を購入した場合)
- (11) 土地登記簿の全部事項証明書の写し(宅地を購入した場合)
- (12) 建物現況写真(カラー、建物全景がわかるもの)
- (13) 現地案内図
- (14) 自治会(区)への加入証明書(区費の領収書等。領収書等が無い場合は加入証明書に区長さんの名前を書いてもらい提出してください)
- (15) 都市計画証明書(市街化区域内で住宅を取得した場合)
- (16) 同一地番内の世帯全員の完納証明書
※完納証明書が発行できない場合、未納がないことを証明する書類
- (17) その他市長が必要と認める書類
※(4),(5),(6)については、手続きが不要である場合は、提出は必要ありません。
※3世代世帯加算申請をされる方は(2),(8),(16)については親世代のものも提出してください。
※(9),(10)については、「発注者」、「受注者」、「金額」、「建築(売買)場所」の記載されているものを提出してください。

助成対象者の要件である「10年以上の居住」を満たさなくなった場合は、報告書を提出していただきます。
年数に応じて助成金の返還を請求させていただきます。

【令和7年度申請受付期間】 令和7年5月12日(月)～令和7年11月28日(金)まで

ただし、受付期間中でも予算に達し次第、受付終了となります。

【お問い合わせ先・申込み先】 潮来市役所 都市建設課 TEL0299-63-1111(内線347)